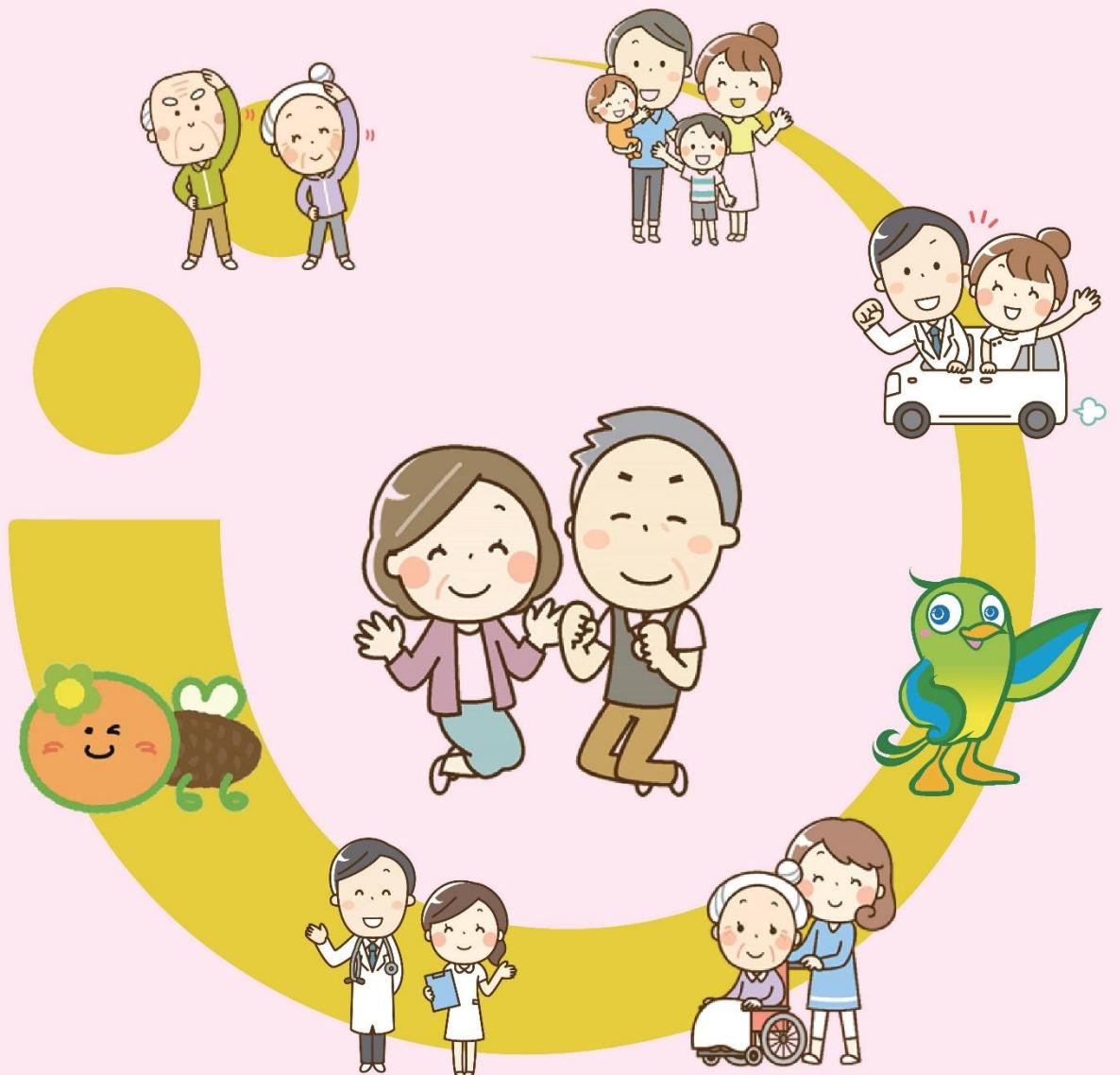


新宮町高齢者保健福祉計画

令和4年度～令和6年度



新宮町
令和4年3月



はじめに

本町は若年層の人口増加が進み、令和3年9月末現在の高齢化率が18.8%と、活気のある町ですが、高齢者人口は確実に増加しております。少子高齢化、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加していくなか生じる様々な課題に対し、地域での支え合い、助け合いがますます重要になってきております。

高齢者保健福祉計画2019（2019年度～2021年度）では、基本理念である「高齢者が健康で、生きがいあふれ、安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、地域住民、ボランティア、医療介護福祉関係者、町内の事業所など様々な立場の方たちが、支え合いの地域づくりを検討する場である「しんぐるっと」（第1層協議体）を推進してまいりました。「しんぐるっと」では、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り住み続けるために、町や住民主体で何ができるのか検討を重ねてきました。

しかし、令和2年から新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響で、高齢者の活動の場が休止に追い込まれ、高齢者の見守り活動や通いの場が確保できない事態に陥りました。繋がりを絶たない新たな取組の重要性を、改めて認識したところでございます。

このような状況下、令和3年（2021年）3月に第6次総合計画がスタートしました。町では将来像「人がいきいき 未来をつむぐ 挑戦するまち しんぐう」を掲げ、今後10年間で訪れる人口減少、超高齢化社会など、地域に起こる様々な課題に挑戦し続ける町を目指していく所存です。本計画におきましても、前計画の基本理念を継承し、高齢者が健康で生きがいをもちながら、安心して暮らせる町となるよう、また、世界が目指す持続可能な開発目標「SDGs」の理念も取込みながら、未来の高齢者福祉の向上に必要な施策を展開し、目標に向かって邁進いたしますので、町民の皆様のより一層の御理解と御協力、御参加をお願いいたします。

結びに、この計画策定に当たりまして、貴重な御意見・御提言をいただきました「新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会」委員の皆様や関係者の方々に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

新宮町長

長崎 武利



目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の期間	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の策定体制	5
5 地域で高齢者福祉を担う主体と役割	6
6 重点的に取り組む施策	8
7 本計画と S D G s の関係性	9
第 2 章 高齢者を取り巻く現状	10
1 新宮町の現状	10
2 高齢者生活アンケート結果を踏まえた高齢者を取り巻く課題	14
第 3 章 計画の基本理念と基本目標	17
1 計画の基本理念	17
2 基本目標と具体的な施策	18
第 4 章 高齢者福祉施策の展開	19
基本目標 1 高齢者が健康に暮らせるまちづくり	19
基本目標 2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	23
基本目標 3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	25
基本目標 4 相島の高齢者保健福祉	30
資料編	31
1 新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会設置規程	31
2 新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿	33

1 計画策定の背景と趣旨

日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加しており、令和2（2020）年10月1日現在の高齢化率は28.6%となっています。今後も、高齢者人口は益々増加し、特に後期高齢者人口（75歳以上人口）が急増することが予測されています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の益々の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題といえます。

本町においては、大規模な宅地開発や分譲マンションの建設を受け、結婚を契機とした若年層や子育て世代の転入などにより人口は増加を続けておりますが、開発もピークを越え、令和27（2045）年頃から徐々に人口が減少に転じる一方、高齢者数は増加を続け、高齢化率が令和27（2045）年で30%を超えると予想されます（3ページ図参照）。

国においては、高齢社会対策の推進に当たっての基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図ることとして、平成30（2018）年2月16日に「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

この大綱は、「高齢者を支える」発想とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることや、高齢者のみならず若年層も含めて、すべての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくることを目的としています。

この大綱に基づき、国においては、令和7（2025）年までに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることにしています。

この課題に直面する中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る社会「地域共生社会」の実現が求められています。

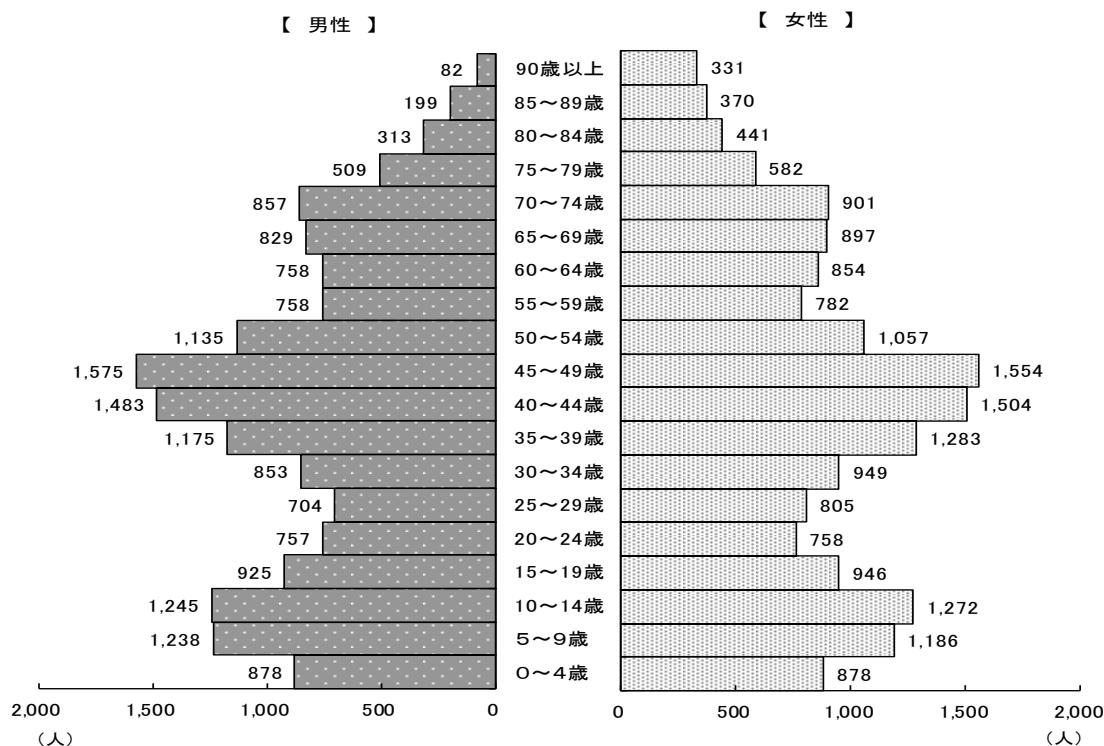
また、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されています。

さらに、平均寿命が伸びている中、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

のことから、国の社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、第8期介護保険事業計画において重点的に取り組むべき項目として、「1. 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」「2. 保険者機能の強化（地域の特性に応じたつながりの強化・マネジメント機能の強化）」「3. 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）」「4. 認知症「共生」・「予防」の推進」「5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」の5つがあげられています。

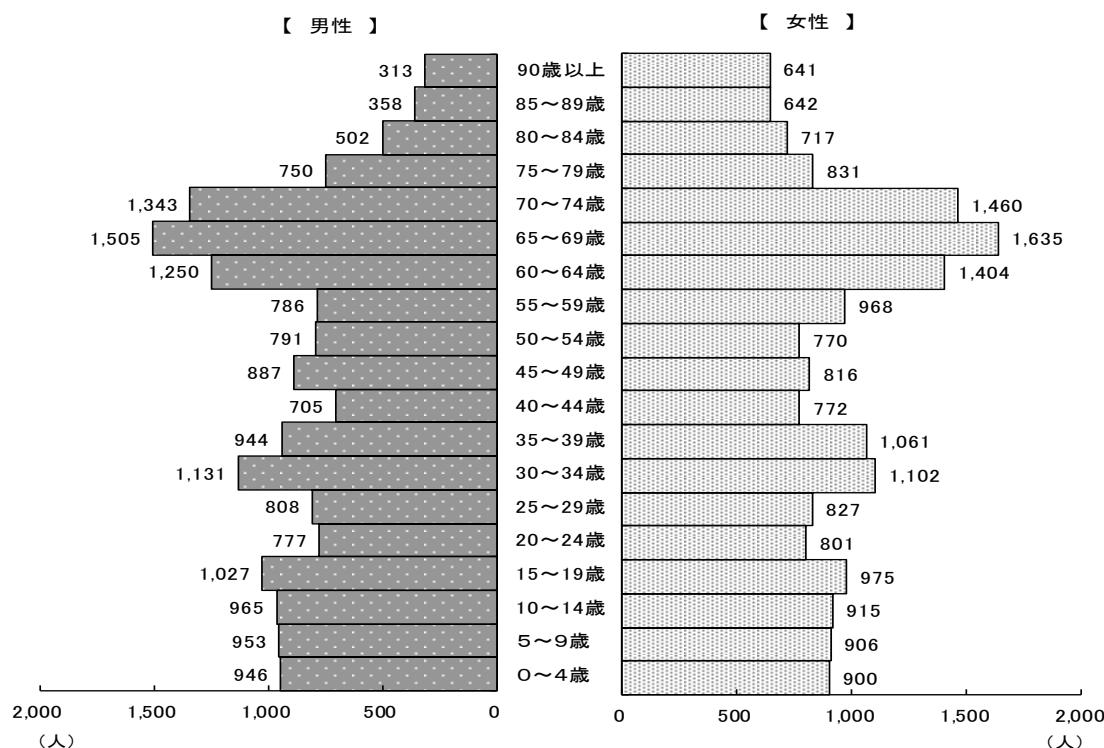
新宮町では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「新宮町高齢者保健福祉計画2019」を策定しています。令和3年度には、新宮町高齢者保健福祉計画2019の計画期間が終了することから、国や福岡県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代すべてが75歳になる令和7年（2025年）を見据え、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」を深化、推進します。

令和3年の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和3年9月30日）

令和27年の人口ピラミッド（推計）



資料：府内資料

2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代すべてが75歳になる令和7年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

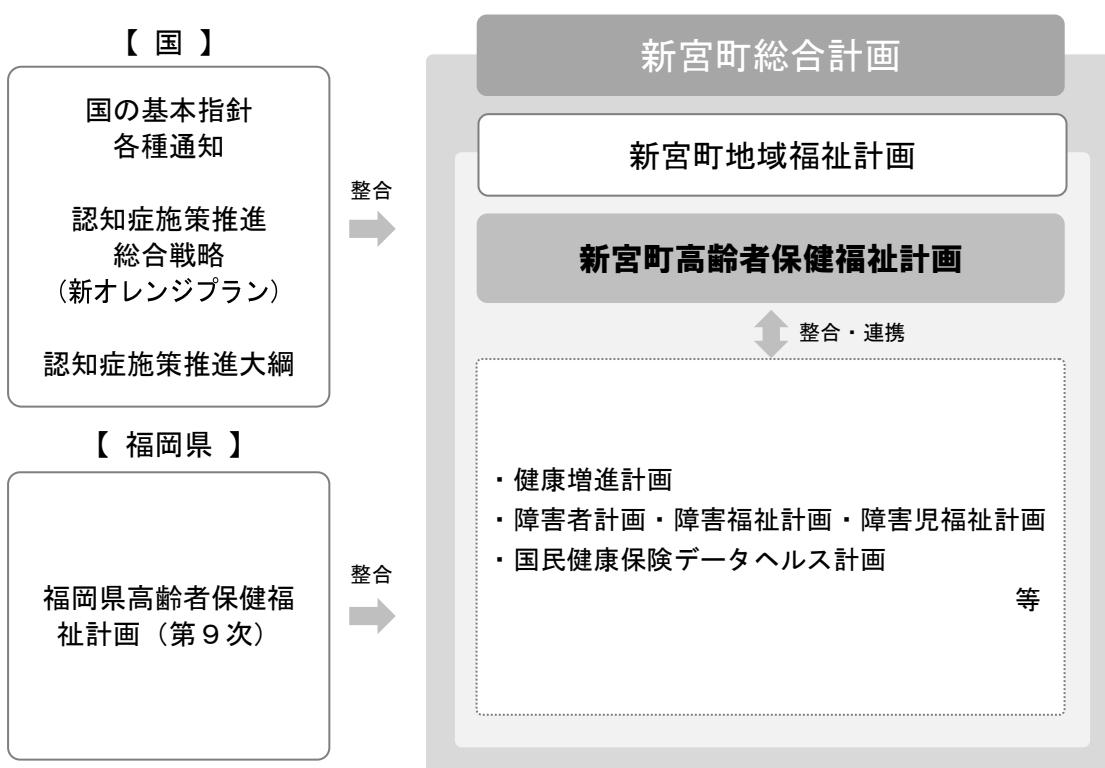
具体的には、国勢調査などから推計される令和7（2025）年における高齢者人口などを基に、新宮町の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。

3 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。

本計画は、地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者の福祉に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定するものです。

町政の基本指針である新宮町総合計画のもと、地域福祉計画、健康増進計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画等の保健・医療・福祉に関する計画との整合を図ります。また、県が策定する「福岡県高齢者保健福祉計画（第9次）」との整合を図ります。



4 計画の策定体制

本計画は、新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会における審議や介護予防日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査、パブリックコメントの実施など、町民や関係者の意見を踏まえて策定しました。

(1) 新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会での審議

本計画の策定にあたっては、福祉に関する事業に従事する人、医療に従事する人、識見を有する人、関係行政機関の職員など、様々な立場にある委員で構成する「新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会」を組織し、審議を重ねてきました。

(2) 高齢者生活アンケート

本計画の策定にあたっては、高齢者の生活状況をはじめ、潜在的な保健福祉サービス等の利用意向などを把握するため、福岡県介護保険広域連合が65歳以上の高齢者を対象に実施したアンケート調査（高齢者生活アンケート。無作為抽出による）のデータを参考にしました。

(3) パブリックコメントによる町民意見の反映

広く町民から計画（素案）に対する意見を求めるため、令和4年2月7日から3月8日まで、パブリックコメントを実施し、町民意見を募集しました。

5 地域で高齢者福祉を担う主体と役割

本計画の推進に当たっては、行政だけでなく、町民や行政区、シニアクラブ、ボランティア団体、社会福祉協議会、シルバー人材センター、民間事業者、NPOなど多様な主体がそれぞれの役割を果たし、ともに力を合わせて活動していくことが必要です。

(1) 新宮町

高齢者福祉施策及び介護保険施策を総合的に推進し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防の支援を行います。また、高齢者一人一人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、医療・介護・地域が連携した地域包括ケアシステムの構築を推進し、連携し支え合う地域社会の仕組みづくりや環境づくりに努めます。

(2) 新宮町社会福祉協議会

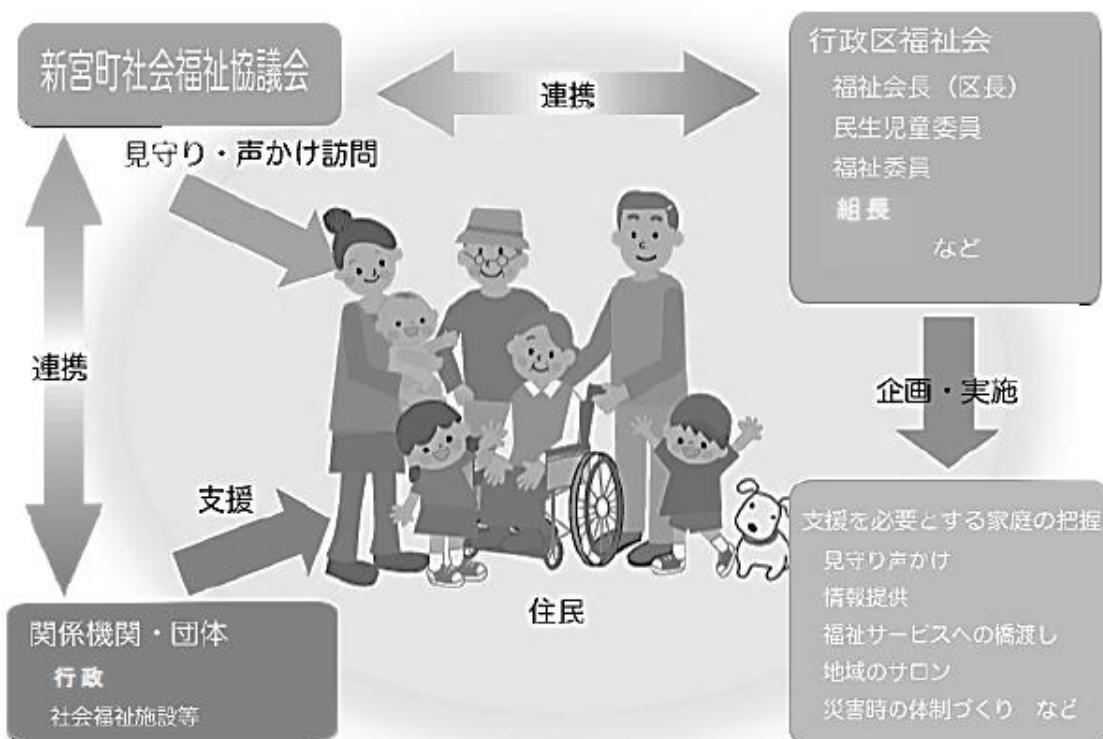
地域福祉の推進役として、住民主体による支えあいの地域社会の実現、また、地域の福祉力の向上を支援する役割を担います。

また、町民が自分の力を発揮できる部分を見いだし、協働を基調としながら地域福祉を推進する役割を担います。

(3) 地域の担い手

本町には、地域社会の担い手として、行政区（行政区福祉会）や民生委員・児童委員、シニアクラブ、ボランティア団体、シルバー人材センター、民間事業者、NPOなど多様な主体があります。各主体が地域社会の一員として、それぞれの特徴を活かしつつ、必要に応じて互いに連携しながら活動することで、地域が抱える問題の解決に取り組んでいくことが期待されます。

担い手連携図



6 重点的に取り組む施策

「第6次新宮町総合計画（前期基本計画）」では、分野別基本目標「共に支え合い健やかに暮らせるまち」の主要施策「高齢者福祉の充実」において、次の5項目を施策の内容として挙げています。

(1) 高齢者の社会参加

①	高齢者が活躍できるよう、高齢者への就業の提供を行う新宮町シルバー人材センターを支援するとともに、公共職業安定所や福岡県70歳現役応援センターと連携を図り就業に関する情報提供を実施します。
②	高齢者が地域での仲間づくりや生きがいづくりなどを行えるよう、新宮町シニアクラブ連合会の活動を支援します。
③	地域での居場所づくりや見守り活動を活性化するために、新宮町社会福祉協議会と連携し、行政区福祉会が行うサロン活動（小地域福祉活動）を支援します。
④	高齢者同士が地域で支え合えるよう、地域サポート活動を支援します。

(2) 高齢者の健康づくり

①	高齢者の健康づくりや介護予防活動を支援するため、介護予防サポートポイント事業を実施します。
②	脳卒中や認知症など高齢者に起こりやすい疾患の知識を普及し、適切な治療へつながるよう支援します。
③	介護予防などのため、疾病やフレイル（高齢者の虚弱）など要介護状態となる原因について、医療・介護・健康診査などの情報を分析し、効果的で一貫的な保健事業を推進します。
④	住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりのため、医療・介護連携や認知症施策などを実施します。
⑤	介護予防や生活習慣の改善を図るため、高齢者を対象とした健康づくり事業を推進します。

(3) 日常生活支援の充実

①	生活に支障が生じたときに適切なサービス利用が受けられるように、介護保険制度や福祉サービスの周知に努めます。
②	認知症になっても安心して生活できるよう、認知症に対する地域の理解を深め、サポーター養成や市民後見人養成の充実に努めます。
③	介護保険地域支援事業を推進し、介護予防サービスの充実や住民主体のサービスの充実に努めます。

(4) 相談窓口の充実

①	認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症初期集中支援チームによる対応を推進し、認知症ケアパス（認知症のしおり）を活用して認知症に関する相談、普及啓発に努めます。
②	介護保険地域支援事業において高齢者の総合相談窓口となる新宮町地域包括支援センターの機能充実に努めます。
③	高齢者の生活に関するあらゆる相談に対応できるよう、関係機関と連携して総合的な相談体制の構築に努めます。
④	虐待の対応や社会保障制度全般への窓口相談対応能力向上のため、職員の専門性を高める研修など人材育成に努めます。
⑤	新宮町福祉センターを福祉の総合的な窓口とするための検討を進め、施設の充実に努めます。

(5) 高齢者の交流拠点の充実

①	ふれあい交流館や地域の公民館を活用し、高齢者の介護予防事業を推進します。
②	高齢者の生きがいづくりや世代間交流の拠点として地域の公民館を活用できるよう支援します。

7 本計画とSDGsの関係性

国では、「SDGs実施指針改定版（令和元年12月20日）」を定めており、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。

本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、多様な主体による「パートナーシップ」によって持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策を推進する必要があります。

本計画を推進することで、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組にもつなげていきます。SDGsは、17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として以下の「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」が挙げられます。



高齢者を取り巻く現状

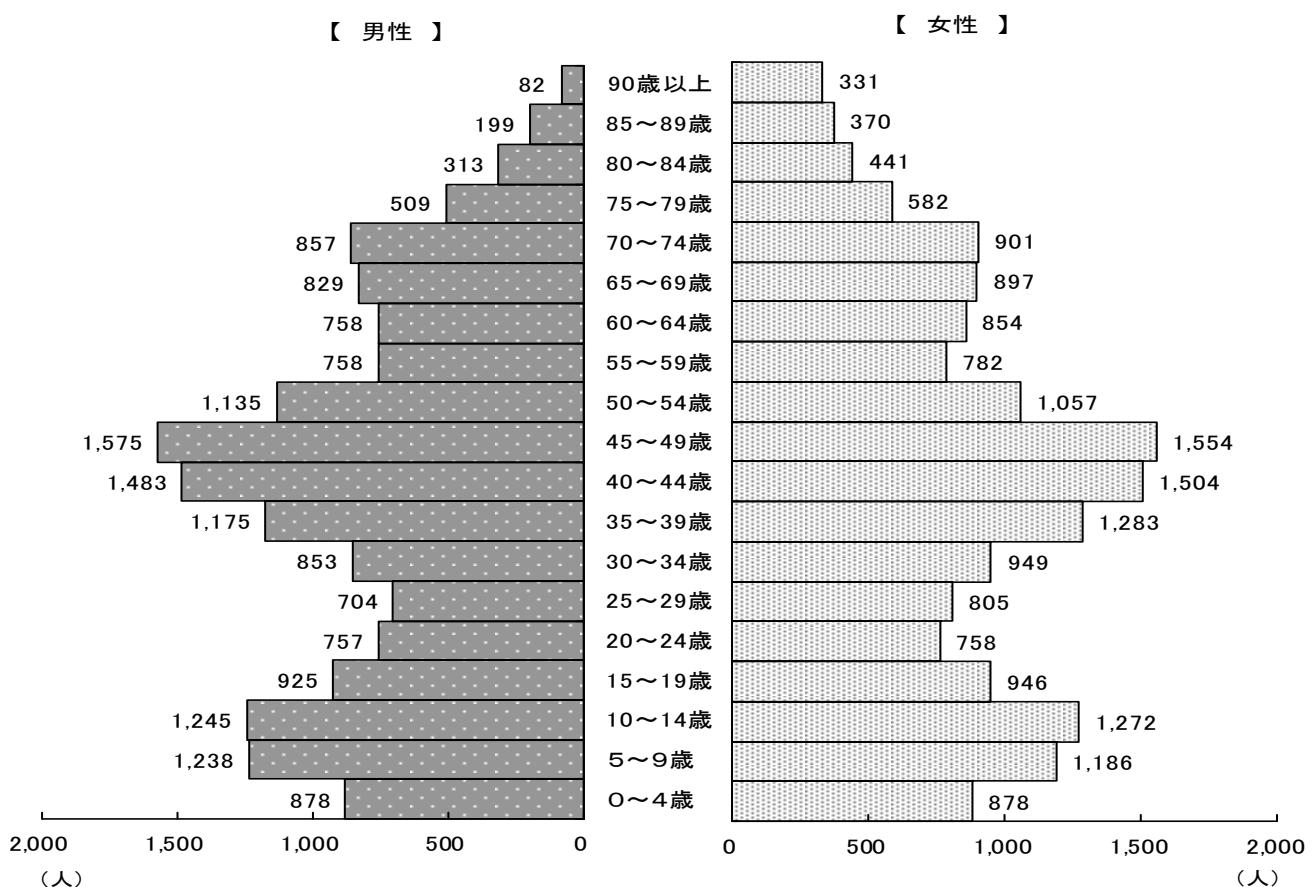
1 新宮町の現状

(1) 人口と高齢化の現状と推計

① 令和3年の人口ピラミッド

令和3年9月現在の本町の総人口は、33,623人であり、うち男性は16,273人、女性は17,350人となっています。最も人口の多い階層は男性では45～49歳、女性では40～44歳となっており、比較的人口構成が若いことがわかります。

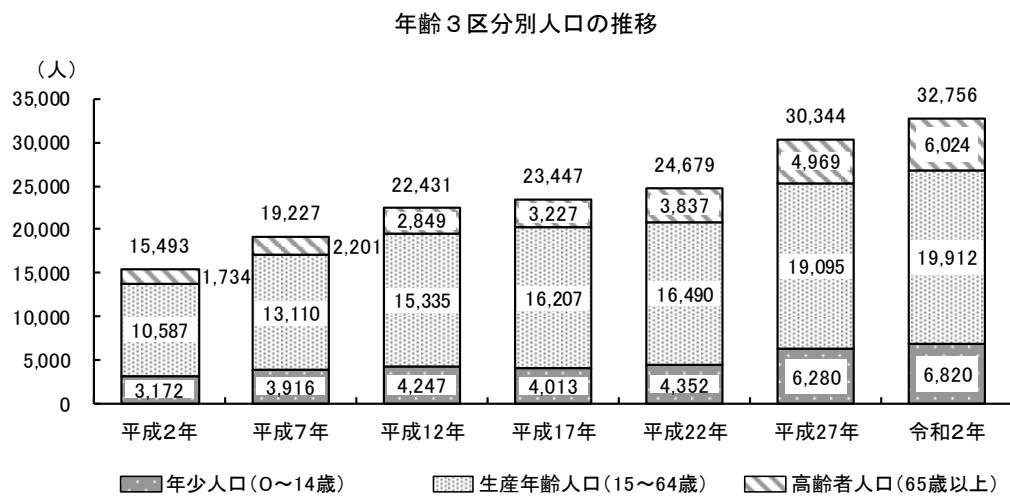
令和3年の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和3年9月30日）

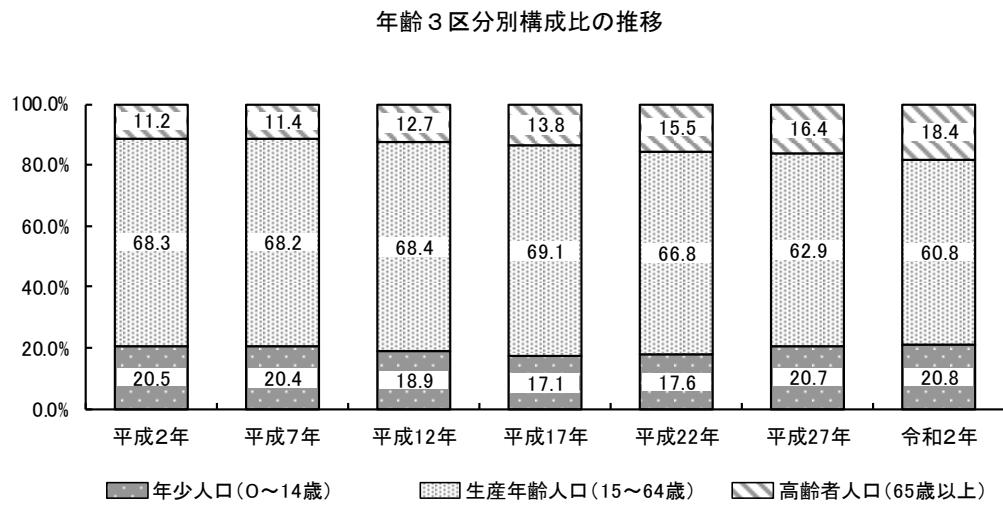
② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、すべての階層において増加していますが、構成比をみると、生産年齢人口の割合が減少しており、年少人口と高齢者人口の割合が増加しています。



資料：国勢調査（各年 10月 1日現在）

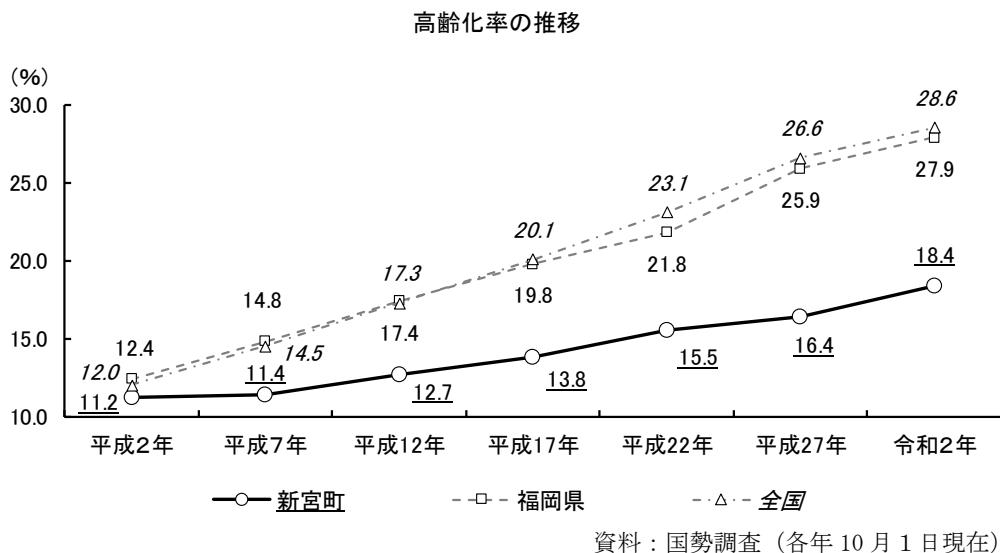
※年齢3区分別人口とは、総人口を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3つに区分したもの。



資料：国勢調査（各年 10月 1日現在）

③ 高齢化率の推移

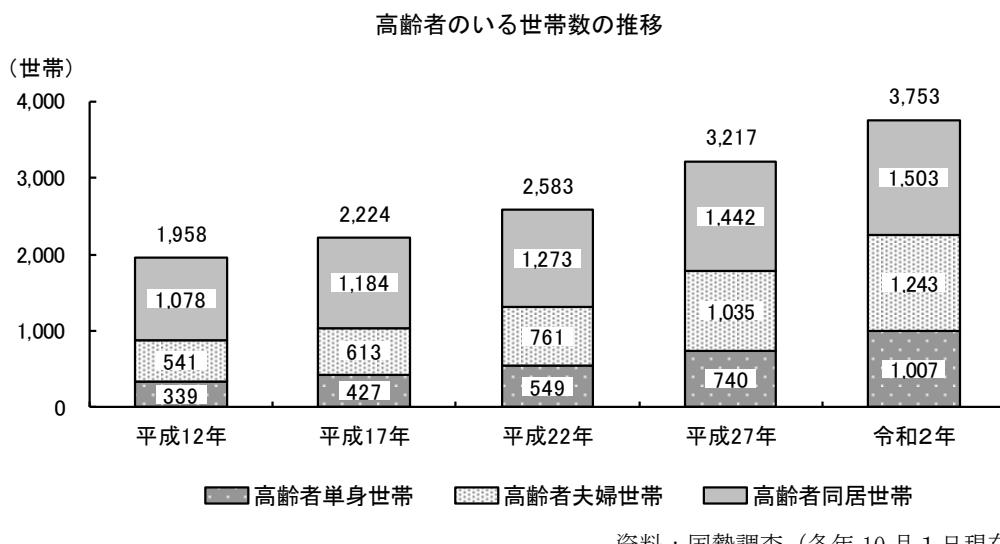
高齢者人口は増加傾向にあるものの、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は県、国、それぞれの平均値を大きく下回る水準で推移しています。



資料：国勢調査（各年 10月 1日現在）

④ 高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯は増加傾向にあります。令和2年では、高齢者のいる世帯が3,753世帯となっていますが、これは、本町における総世帯のうち約3割となります。

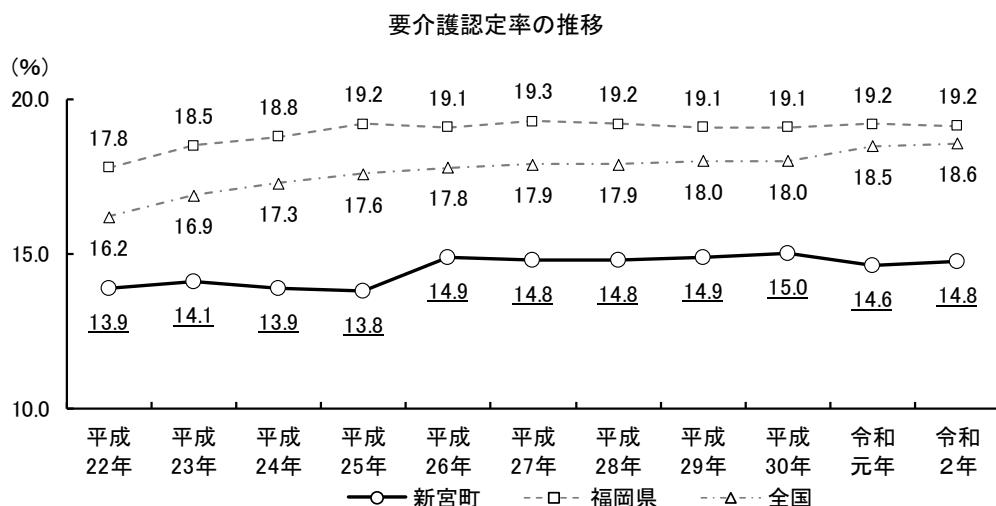


資料：国勢調査（各年 10月 1日現在）

(2) 要介護認定者数及び要介護認定率の推移

① 要介護認定率の推移

要介護認定率（高齢者人口に占める65歳以上の要介護認定者数の割合）については、要介護認定者数の増減にほぼ連動して推移しています。令和2年の要介護認定率は14.8%となっています。

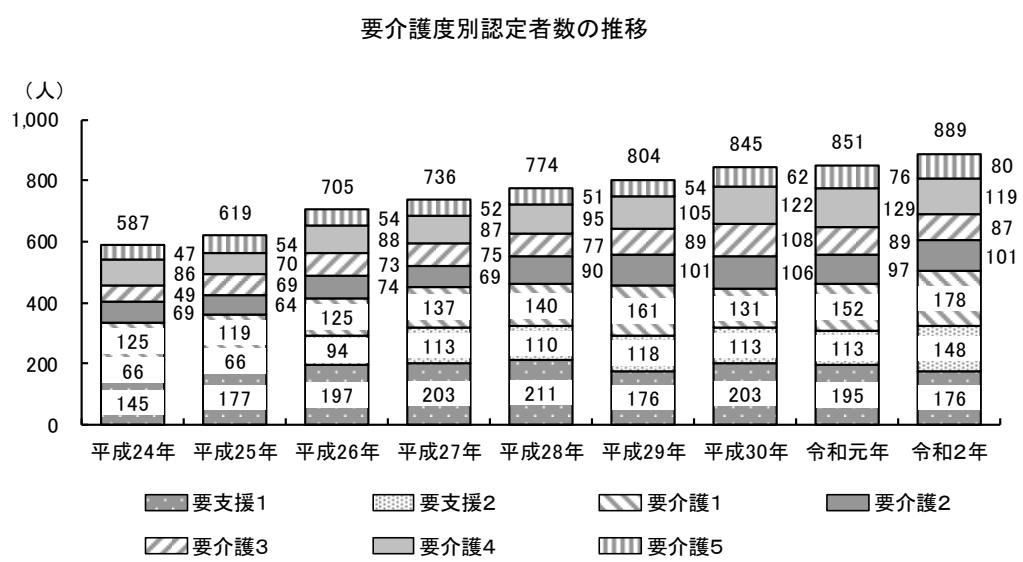


資料：府内資料（各年9月30日現在）

全国・福岡県の令和元年、令和2年は「介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）」

② 要介護度別認定者数の推移

要介護度別認定者数を見ると、「要支援1」「要支援2」「要介護1」「要介護2」の軽度者の割合が高く（令和2年度は52.9%）、認定者の過半数が軽度層となっています。



資料：府内資料（各年9月30日現在）

2 高齢者生活アンケート結果を踏まえた高齢者を取り巻く課題

(1) 高齢者が健康に暮らせるまちづくりについての課題

高齢者人口の増加に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加が予測されます。このような高齢者世帯では、突然の発病やけが、災害等の発生に対して脆弱である場合が多く、高齢化が進むにつれ定期的な見守りやサポートが必要となっています。

アンケート調査によると、要支援・要介護者の支援者・介護者の割合について、配偶者が最も多くなっています。支援者・介護者となっている配偶者への支援とともに、配偶者が要支援・要介護とならないような支援も必要です。また、心配事や愚痴を聞いてくれる人がいない割合が33.8%となっており、孤独な状態の高齢者が多くいることが予想されます。孤独が認知症の原因ともなっていることから、こうした人たちが積極的に介護予防や健康づくりのサービスに参加できる環境を整備する必要があります。

高齢者が在宅生活を継続するためには、高齢者自身の健康状態はもとより、家族など高齢者を取り巻く状況の変化に応じて、様々な生活支援事業が途切れることなく実施されることが必要です。

また、近年では、一人暮らし高齢者の孤立死も大きな社会問題となっており、行政や自治会等が事前に情報を把握できないケースもあることから、地域や事業者との連携による一人暮らしを含む高齢者世帯などに対する日常生活の支援や見守りを充実していく必要があります。



(2) 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりについての課題

高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らせるために、地域活動や趣味等への参画を促進し、心と体の健康づくりを支援することが必要です。

アンケート調査によると、趣味がない割合が18.8%、生きがいがない割合が27.5%となっており、こうした高齢者が趣味や生きがいを見つけていきいきと暮らせるようにすることが重要です。趣味や生きがいを見つけるために学びの場や活躍の場に参加しやすい環境づくりが必要です。また、生活支援ボランティアとしての提供意向はあるものの、ボランティアのグループやクラブへの参加率は低い傾向にあります。ボランティアへの参加意向のある高齢者と活躍できる場所とを結び付けていく必要があります。

新たな居場所の開設を推進するとともに、一定の質を確保しながら持続することが可能な居場所となるよう支援することが必要です。また、利用者が固定化する傾向にあるため、これまで利用したことのない地域住民への情報提供や、利用促進のための周知啓発について検討することが必要です。

(3) 高齢者が安心して暮らせるまちづくりについての課題

高齢化の進展によって、認知症高齢者や高齢者のひとり暮らし・夫婦のみ世帯の増加が予測されるなか、従来の保健・医療・福祉サービスの充実や介護サービス事業所の整備、関係機関の連携に加え、高齢者を地域で支えるという仕組み（地域包括ケアシステム）づくりが重要になります。

アンケート調査によると、家族や友人・知人以外の相談相手について、「医師・歯科医師・看護師」が28.8%、「地域包括支援センター・役所・役場」が18.2%、「社会福祉協議会・民生委員」が12.8%、「そのような人はいない」が33.8%となっています。また、外出を控えている理由として、足腰の痛みやトイレの心配が挙げられています。こうした現状から、地域包括ケアシステムのさらなる充実が必要です。

高齢者が住みなれた家庭や地域で安心して、いきいき暮らせる社会を実現するため、保健・医療・福祉の公的なサービス提供のみならず、ボランティア活動や近隣住民による見守り・支えあいなど、さまざまな地域の資源をつなぐ人的ネットワークを構築し、高齢者を地域全体で支える体制を積極的に推進する必要があります。

(4) 相島の高齢者保健福祉についての課題

相島では、急速な高齢化と、それに加え漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油の高騰、後継者不足のため、基幹産業は衰退傾向が続いている、若者にとって魅力のある就業機会が少ないとことから、若年者の多くは島外に流出しており、島の過疎化と高齢化が同時に進行しています。

相島の人口規模の小ささとアクセスがネックとなり、介護サービス事業者の参入を妨げ、要介護者・要支援者に対する供給体制が十分に整っていない状況を招いています。島内外の行き来に要する時間や費用が重い負担となることから、島民は、島外の介護サービスを利用することもままなりません。

そのような状況であっても、島民の多くは、生まれ育った、住み慣れたこの相島で暮らしたいという希望を持っています。しかし、島民の健康状態が悪化した場合、島の外に出ざるを得ない状況に陥ってしまいます。

将来、本町全体の高齢者保健福祉の水準と同程度にすることを視野に、相島の現状と課題を踏まえ、相島の高齢者保健福祉に係る諸課題に重点的に取り組んでいくことが、町民全体の福祉にかなうと考えます。

限られた資源の中、相島で可能な限り長く暮らせる福祉サービスや、島民の健康寿命をのばす介護予防事業の推進を通じて、新宮町ならではの地域包括ケアシステムを考えしていく必要があります。

計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本町では、「第6次新宮町総合計画（前期基本計画）」において、「共に支え合い健やかに暮らせるまち」を目指し、各施策を進めています。

令和7年（2025年）にはいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上になり、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ちた暮らしを続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となってきており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域共生社会を実現していくことが求められます。

本計画は、「新宮町高齢者保健福祉計画（平成31年3月策定）」の基本的考え方や趣旨を踏襲し、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「高齢者が健康で、生きがいあふれ、安心して暮らせるまちづくり」とします。

【基本理念】

高齢者が健康で、生きがいあふれ、
安心して暮らせるまちづくり

2 基本目標と具体的な施策

計画の基本理念「高齢者が健康で、生きがいあふれ、安心して暮らせるまちづくり」を実現するために、次に挙げる3つの基本目標を設定しました。

基本目標1 高齢者が健康に暮らせるまちづくり

- (1) 要支援・要介護状態にならないための健康づくり
- (2) 認知症に対する取組

基本目標2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

- (1) ふれあいと交流のあるまちづくり
- (2) 生きがいのあるいきいきとした暮らし

基本目標3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

- (1) 地域包括ケアシステム構築の推進
- (2) 地域での安全・安心な暮らし

基本目標4 相島の高齢者保健福祉



高齢者福祉施策の展開

基本目標1 高齢者が健康に暮らせるまちづくり

(1) 要支援・要介護状態にならないための健康づくり

【方向性】

高齢化に伴い、元気な高齢者が増加している一方で、何らかの支援が必要な高齢者も増加しています。このような高齢者を早期に発見し、健康づくりを推進していくためには、健康診査・検診の充実が重要です。

健康診査・検診の重要性に対する啓発活動等を通じて、高齢者の疾病の早期発見と生活習慣の改善を推進します。

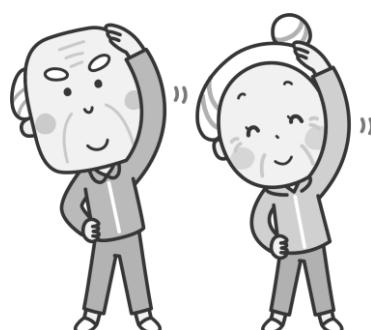
また、要支援・要介護状態にならず、自立した生活を送る元気な高齢者を増やすためには、フレイル（高齢者の虚弱）を予防し心身ともに健康な状態を持続させる介護予防の取り組みを推進していくことが重要です。

そのため、介護予防・日常生活支援総合事業を充実することで、地域とのつながりを保ちながら要支援・要介護状態とならないようにする重度化防止に関する事業を展開していきます。

【具体的な取組】

No.	具体的な取組	取組の内容
①	早期発見につながる健（検）診の促進と情報発信	特定健診、各種がん検診、健康診断等の周知に努めるとともに、予約方法の見直しなど受診率向上を図り、早期発見・早期治療につなげます。また、各種健（検）診の実施後は、生活習慣を改善する事後指導や情報提供の充実に努めます。
②	介護予防事業の推進	高齢者が積極的に介護予防事業に参加できるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域での自主的な活動の場の育成・支援を行います。また、地域住民のニーズに踏まえた講座等の提案と活動の場への積極的な関与により、介護予防事業の推進を図ります。
③	介護予防・日常生活支援サービス事業の実施	要介護状態になるおそれのある高齢者と要支援認定を受けた方を対象に、その方の心身の状況に合わせたサービスを行う既存事業所へ支援を行い、それと同時に地域主体の介護予防活動を推進します。

No.	具体的な取組	取組の内容
④	運動習慣の推進と自立生活の促進	生活習慣病予防や身体機能の維持・向上のために、誰でも気軽に続けられるような運動の推進に努めます。また、活動の場を提供することで仲間づくりや居場所づくりに努め、生活機能低下の防止と介護予防を推進します。
⑤	フレイル（高齢者の虚弱）予防の普及・啓発	要介護状態の大きな原因である運動器障害を予防するために、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を含めたフレイル（高齢者の虚弱）予防の普及・啓発に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。
⑥	介護予防の情報発信	町民自ら健康管理と介護予防に取り組めるよう、広報誌「Active 新宮」で健康づくりや介護予防に関する情報の発信を行っていきます。
⑦	心のケア、メンタルの支援	核家族化、地域とのつながりの希薄化や新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今まで以上に地域との付き合いが減少していく中で、地域から孤立していくやすい高齢者に対して、メンタルヘルスに関する正しい知識を広め、心の健康を保つ支援を行っていきます。



(2) 認知症に対する取組

【方向性】

認知症は誰もがなりうるものであり、高齢化率の上昇とともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯においても、認知症高齢者の増加が見込まれております。

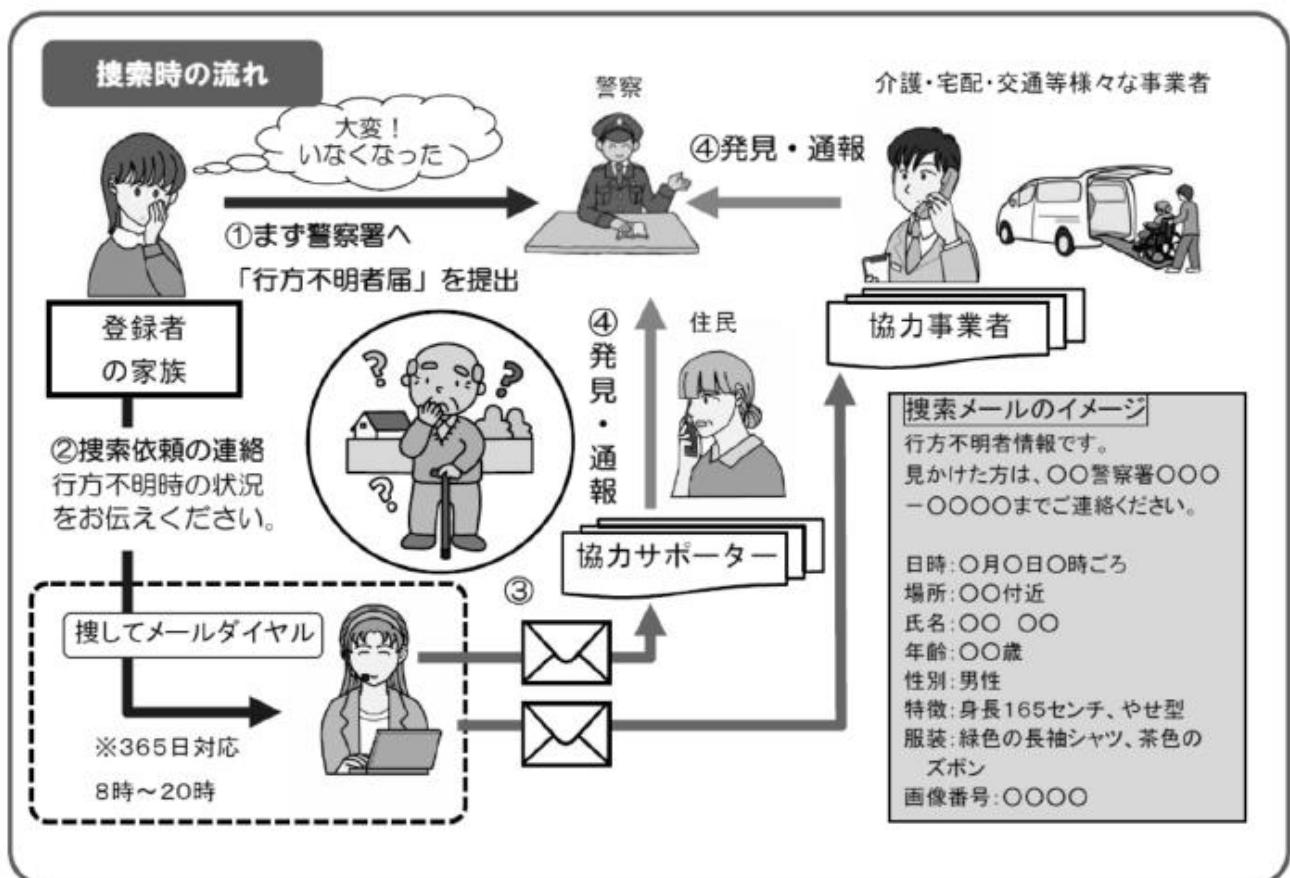
認知症の人の住み慣れた地域での生活を支えるためには、認知症に対する早期の適切な診断や対応を受けられる支援をはじめ、日頃からの見守り体制の構築、緊急時対応等、認知症の人とその家族への支援を充実することが重要です。

認知症の正しい理解を促進するとともに、相談支援体制の充実、地域での見守り体制の強化を図ります。

【具体的な取組】

No.	具体的な取組	取組の内容
①	認知症サポーターの養成及び普及啓発の推進	認知症を理解し、地域で認知症の方やその家族を支援する体制を構築するため、幅広い世代に認知症サポーターの更なる養成を行うとともに、認知症に対する地域住民の理解を深め、認知症の早期発見、早期治療につなげます。また、認知症サポーターになった後も、認知症理解の知識を定着させるためのフォローアップ講座や講演会、講座の開催、出前講座等により認知症への理解を継続して普及啓発します。
②	認知症の相談支援の充実及び認知症への早期対応	地域包括支援センターを中心に、認知症になられた方や、認知症の疑いのある方についての相談体制を充実するとともに、必要に応じて認知症初期集中支援チーム等を活用して早期に介入し、医療機関や介護サービス等へつなぎます。また、認知症ケアパスの周知を図り、認知症の方とその家族が、住み慣れた地域でより安心できる生活を送るために活用を推進します。
③	認知症の予防対策	高血圧症、高脂血症、肥満といった、脳血管障害のリスクを少なくするためのバランスのとれた食習慣と適度な運動、意欲をもって生活していくことは、認知症の発症を遅らせ、健康寿命の延伸にも繋がるため、町民自ら積極的に取り組めるよう、認知症予防のための日常生活の過ごし方について様々な機会を通じて周知します。
④	認知症高齢者の搜索に対する支援	高齢者が行方不明になった場合は、その捜索を円滑に行い早期発見につなげるよう情報発信に努め、認知症高齢者 SOS ネットワークを充実させていきます。
⑤	認知症高齢者に対する権利擁護の支援	町民向けの講演会や専門職向けの成年後見に関する勉強会等、あらゆる機会を通じて認知症高齢者に対する権利擁護の啓発に努めるとともに、成年後見制度等の理解と普及に努めます。

認知症高齢者 SOS ネットワーク（見守り体制関係）



基本目標2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

(1) ふれあいと交流のあるまちづくり

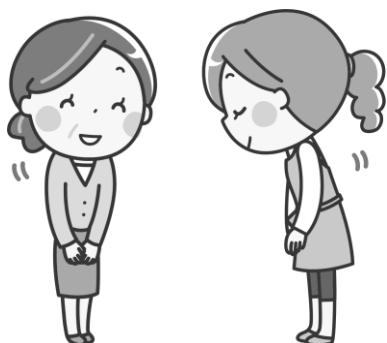
【方向性】

世代や地域を問わず、様々な人と交流することは、高齢者のこれまで得てきた知識や経験を幅広い世代に伝えるとともに、高齢者が自分自身の新たな役割に気付くきっかけや、生きがいにつながります。

高齢者が、地域において気軽に幅広い世代の人と交流することができる機会や場の提供に努めます。

【具体的な取組】

No.	具体的な取組	取組の内容
①	世代間の交流活動の充実	高齢者と小・中・高校生等をはじめとする様々な世代間において、お互いを知り、支え合うきっかけづくりとなる交流事業を積極的に推進します。
②	シニアクラブへの支援	シニアクラブは、学習活動、地域奉仕活動、健康増進活動を通じて、地域の仲間づくりをする貴重な団体ですが、加入者は高齢化及び減少傾向にあります。そこで、シニアクラブの役割を再評価するとともに、会員を増加するための取組を支援していきます。また、シニアクラブ活動を推進するリーダーの養成についても支援していきます。
③	ボランティア活動の推進	ボランティア活動を振興していく中で、高齢者の豊富な経験や知識、技能を生かした活動が様々な分野で行われるよう推進を図ります。
④	高齢者の活動拠点としての施設の活用	高齢者の生きがい活動を支援するとともに、一人暮らし、閉じこもりがちな高齢者などの介護予防等の活動拠点として、ふれあい交流館の積極的な活用を図ります。
⑤	社会参加の促進と地域との連携	閉じこもりがちな方に外出への意欲を持っていただくよう、シニアクラブや民生委員・児童委員等と連携し、様々な場への高齢者の社会参加を働きかけます。



(2) 生きがいのあるいきいきとした暮らし

【方向性】

高齢者がスポーツやレクリエーション、生涯学習活動などを通じて、地域で活動をしたり、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、様々な場における多様な活動機会の提供を図っていきます。そして、意欲と能力があれば年齢に関係なく活躍できる場を提供するなど、高齢者の地域・社会活動を推進します。

No.	具体的な取組	取組の内容
①	シニアクラブ活動の推進	シニアクラブは、その活動を通じ、地域の仲間づくりができる貴重な機会でもあります。今後も魅力あるクラブづくりや参加促進のための支援を行っていきます。
②	シルバー人材センターへの加入・就労の促進	今後多くの高齢者が豊富な技術や知識、経験を活かして、就労を通して生きがいを感じながら地域社会で活躍できるよう、加入促進を図るとともに、事業活動を支援します。
③	多様化する就業ニーズへの対応	高齢者の経験を生かすことができる仕事を提供するなど、多様化する就業ニーズに応えられるよう支援していきます。また、公共職業安定所や福岡県70歳現役応援センター等と連携を図りながら、高齢者の就業に関する情報提供を行います。
④	講座等の開催・支援及び生涯学習の充実	町民の自主企画・自主運営による公民館講座やボランティア活動と一体となった学習講座の充実に努め、教えあい、学びあう環境づくりを推進します。また、高齢者が楽しく生きがいを持って、地域社会の様々な活動に参加できるよう、保健・医療・福祉等、高齢者の学習ニーズや地域の課題に応じた多様な講座の充実等を推進します。
⑤	スポーツの充実	高齢者が楽しく生きがいを持って地域社会のさまざまな活動に参加する場として、スポーツ活動などにおいて地域、小中学校、関連団体等との連携・協力体制を強化していきます。
⑥	社会貢献活動の推進	高齢者の自主的な地域福祉活動の推進、社会参加の促進、仲間づくりの場の拡充を図るとともに、地域福祉を担うボランティアの養成を行います。
⑦	地域に根ざした福祉活動の推進	地区内の公民館や集会所など身近な拠点を利用し、地域に根ざした住民参加型の福祉活動を促進します。

基本目標3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域包括ケアシステム構築の推進

【方向性】

高齢者のみならず障がいのある人、子どもへの虐待や生活困窮等、様々な社会的課題が生じている中、福祉に求められるニーズは多様化・複雑化しています。

その取り組みの一つとして、新宮町では、「協議体」（愛称しんぐるっと）を設置し、地域課題、地域の特徴、またこれから的新宮町の助け合い・支え合いのためにできること等を地域住民やボランティア、医療介護関係者、町内事業所等一緒に話し合っています。話し合った内容は、地域に情報提供したり、行政につないだり、地域と行政の情報の把握と共有が行政の公的サービスや専門職による専門的なサービスと地域住民、ボランティア等の活動をつなぎ、様々な立場の人が共に助け合い、支え合う仕組みができます。この仕組みを活用し多様化、複合化したニーズをとらえ、誰もが住みやすい町づくりを目指します。

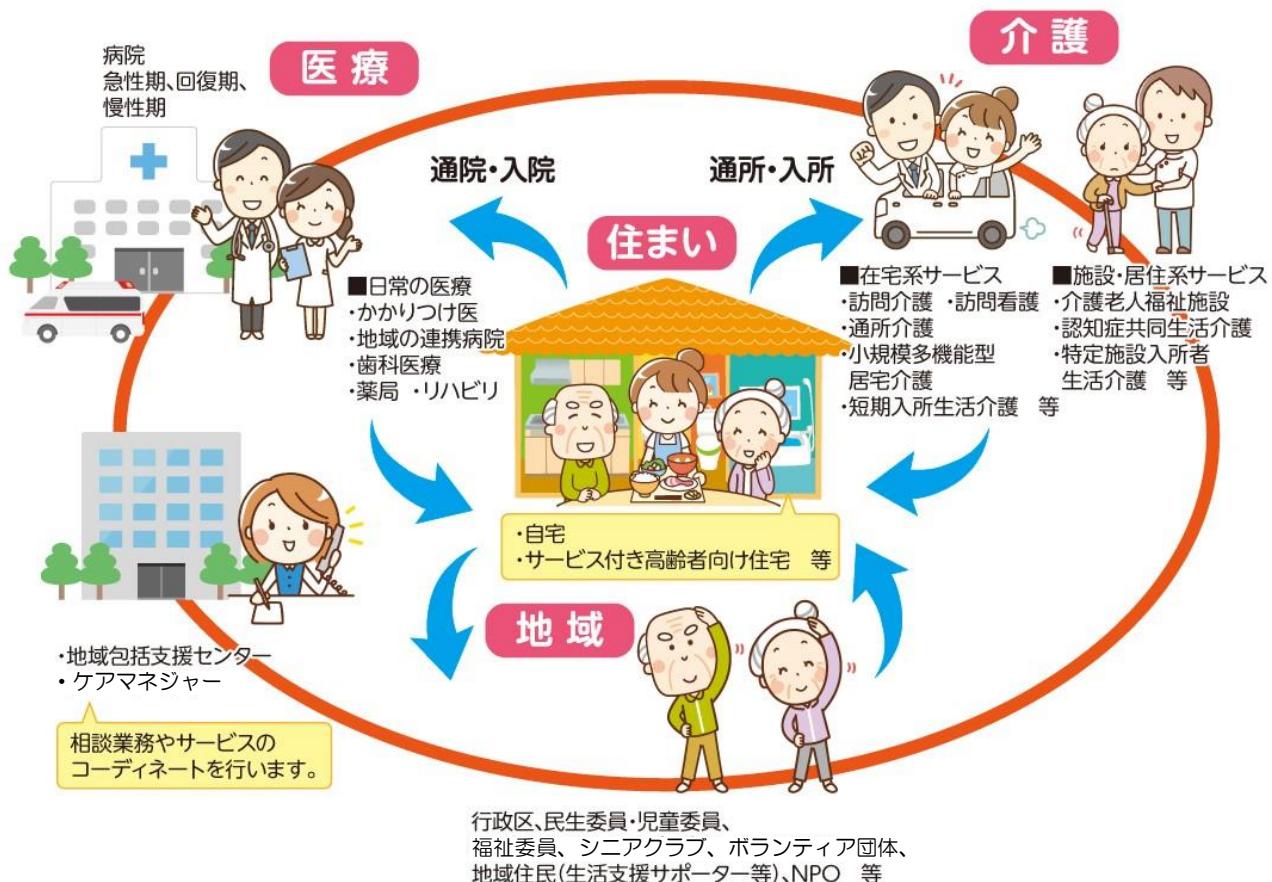
また住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の5つのサービスを一体的に提供し、たとえ支援が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステムの実現とともに、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや、複合・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目指します。

【具体的な取組】

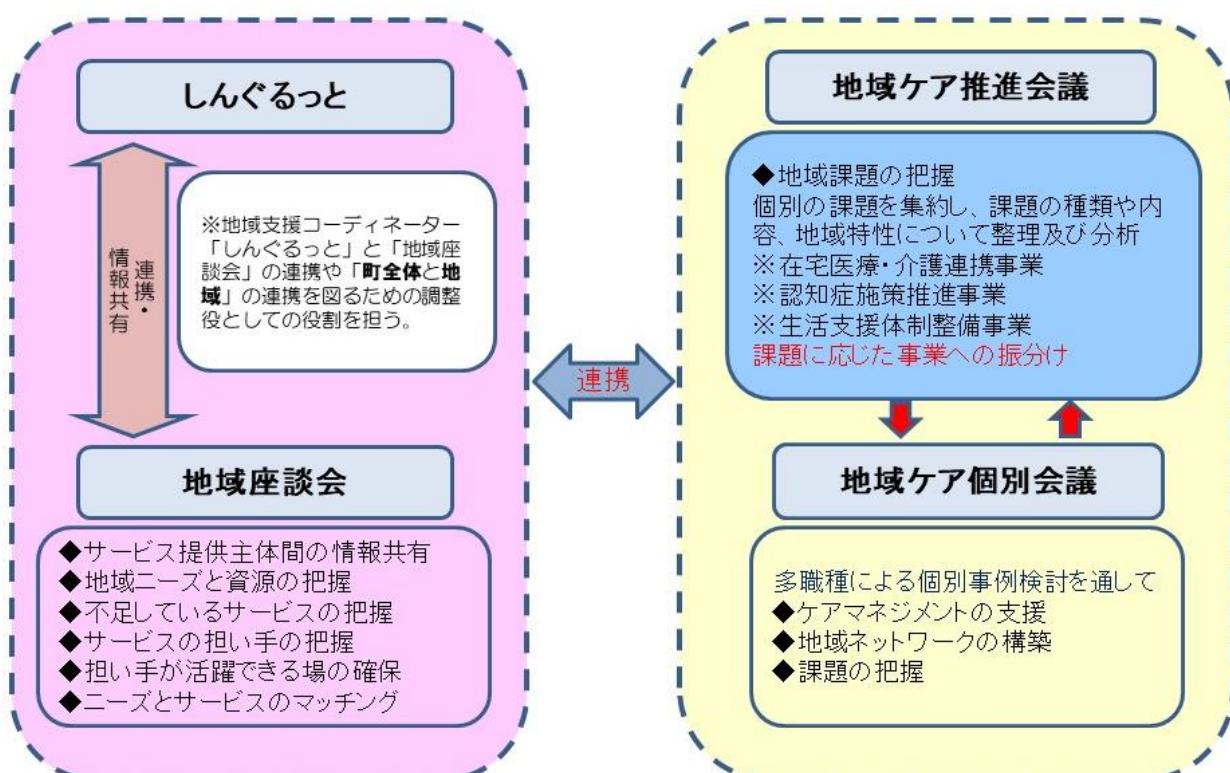
No.	具体的な取組	取組の内容
①	地域包括支援センターの相談窓口体制の強化	高齢者の抱えるさまざまな問題が多様化しており、地域の相談窓口として、地域包括支援センターの役割はますます重要となっています。個別の問題に対応するだけでなく、「地域包括ケアシステム」を視野に入れながら地域ニーズの発見・検討・解決の仕組みを作り上げていきます。また、地域住民や団体、事業者、行政等のネットワークを構築し、相談しやすい体制の整備を図ります。
②	介護支援専門員（ケアマネジャー）の育成	高齢者に必要な医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供されるためには、介護支援専門員が幅広い知識とネットワークを持っていることが重要です。また、高齢者が自立した生活を送るために、必要なものを見出す能力も求められます。地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に勉強会、研修会等を重ね、個別事例の検討の中からスキルアップを図れるような仕組みを作ります。

No.	具体的な取組	取組の内容
③	「しんぐるっと」による支え合いのまちづくりの推進	<p>地域住民やボランティア、医療介護関係者、町内事業所など様々な人々が一緒に「これから的新宮町の支え合いのためにできること」を考える場として「しんぐるっと」を定期的に開催し、いつまでも自分らしく安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。</p> <p>「しんぐるっと」の役割 しんぐるっとは、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携しています。社会福祉協議会所属の生活支援コーディネーターと行政の連携によるしんぐるっと定期開催。生活支援コーディネーターはしんぐるっとで話し合った内容を地域につなぎます。地域包括支援センターで行われる地域ケア個別会議では、地域課題を把握共有し、今活用できる社会資源の提案、これから必要な社会資源を一緒に考えていきます。</p> <p>生活支援コーディネーターとは・・ 高齢者の生活支援・介護予防の基盤の整備を進めていくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーターを行うもの。別名「地域支え合い推進員」</p>
④	地域ケア会議の推進	地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域包括支援センターを中心に地域ケア個別会議で地域課題を把握します。地域ケア推進会議では、「しんぐるっと」における議論を踏まえ、地域課題の解決に向け資源開発や地域づくりを推進するとともに、そのために必要となる政策の立案・提言を行います。
⑤	生活支援サービスの充実	地域住民（生活支援サポーター等）・ボランティア団体・NPO・社会福祉協議会・社会福祉法人・シルバーハウスセンター・民間企業・協同組合等による多様な生活支援サービスの提供体制の構築を目指し、自助・互助の概念のもと、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。
⑥	医療と介護の連携	医療と介護が必要となっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者と協力・連携しながら、在宅医療と在宅介護が夜間・休日、様態急変時の対応等、切れ目なく提供される体制の構築を目指します。
⑦	地域の医療・介護の資源の把握と情報提供	地域の在宅医療・介護連携機関の現状を把握し、医療・介護関係者がそれぞれの役割を理解し、適切に選択し在宅での支援に活用することができるよう情報を収集し、情報提供を行います。

新宮町地域包括ケアシステムの姿



「しんぐるっと」と「地域ケア（個別）会議」の関係性について



(2) 地域での安全・安心な暮らし

【方向性】

高齢者が地域で安全・安心に生活することができるよう、建築物や施設においてユニバーサルデザイン化を推進し、高齢者だけではなく、障がいのある人や子ども、妊産婦等が住みやすい環境の整備に努めます。

また、日頃からの防災に対する心構えや取り組み体制が重要なため、関係機関との連携により、防災の意識啓発に取り組むとともに、交通安全対策として、様々な世代に対して教育を実施するとともに、設備の充実に努めます。

さらに、高齢者虐待防止、適切な成年後見制度の活用・推進を行い、高齢者の権利擁護に努めていきます。

【具体的な取組】

No.	具体的な取組	取組の内容
①	建築物や施設のバリアフリーの実現	だれもが安心して快適に施設を利用できるよう、敷地や建物出入口、施設内の移動通路、トイレ等はバリアフリー化を促進します。
②	安心して移動できる環境づくりの実現	だれもが日常的に利用する施設等に安心して移動できるようにするために、安全で快適な歩道、分かりやすい案内サインなど、移動しやすい環境づくりを推進します。
③	防災知識の普及・啓発	災害時の安全を確保できるよう、まずは自分の命は自分で守る「自助」の意識を高め、町民一人一人の災害に対する意識・知識の向上を図ります。特に、高齢者の中でも災害時に特に支援が必要な人やその家族、介護従事者、民生委員・児童委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、非常持出品の備え、避難時の心構えなど防災知識の普及、啓発等を行います。
④	自主防災組織の設立促進と防災訓練の実施	災害時には地域や身近にいる人同士で助け合う「互助」が大切で、地域住民の連携による緊急時の対応、救援体制づくりが構築されていることで、緊急時の情報伝達や避難行動を迅速かつ的確に行えるようになります。そのためにも、地域で自主的な防災活動が実施できる組織の設立を促進していく、地域が実施する防災訓練・講習に対する企画立案などの支援を図ります。
⑤	災害時要配慮者の状況の把握と避難支援	民生委員・児童委員等の日頃からの見守り活動をもとに、災害時要配慮者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めるとともに、行政区や自主防災組織といった地域との連携を図ることにより、災害時における安否確認や情報提供等、避難所への誘導等が迅速かつ的確にできるよう努めます。

No.	具体的な取組	取組の内容
⑥	防犯（消費者被害）対策	振り込め詐欺をはじめとするニセ電話詐欺が多発しています。身近なところでも被害が報告されており、多様な手口の詐欺や消費者トラブルから高齢者を守るために、消費者生活相談窓口と連携し、情報提供や啓発活動を進め被害の未然防止に努めます。
⑦	交通安全対策	交通事故の発生を防止するため、警察や交通安全協会などの関係機関と連携し、町民のだれもが交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、高齢者に対する交通安全の啓発や講習会を重点的に実施するなど、交通安全教育を充実するとともに、交通安全施設の整備を継続して進めていきます。
⑧	高齢者の虐待防止	高齢者に対する虐待の早期発見や虐待の予防・防止に向けた支援を行ない、虐待や虐待と疑われる相談・通報に対して、関係機関とも連携しながら迅速に対応するとともに、高齢者虐待防止法の内容を町民に周知し、虐待防止の意識を高めます。
⑨	権利擁護の推進	地域包括支援センターが中心となり、高齢者に対する権利侵害の相談や、虐待を含む困難事例への対応、出前講座や町広報紙・ホームページ等での成年後見制度の周知と支援を行い、高齢者の権利擁護の視点に立った制度づくりを推進します。



基本目標4 相島の高齢者保健福祉

【方向性】

相島は、少子高齢化が進行し、およそ3分の2が65歳以上となり、基幹産業である漁業経営が難しくなってきています。

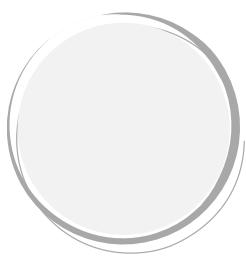
近年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、思うように介護予防事業が進まず、通いの場が一時的になくなつたことで高齢者の心身にも影響が出ています。

限られた資源の中、相島で可能な限り長く暮らせる福祉サービスや、島民の健康寿命をのばす介護予防事業を推進していきます。

また、公的な福祉サービスだけでは限界があるため、島民同士の見守りや生活支援も重要となってきます。

【具体的な取組】

No.	具体的な取組	取組の内容
①	介護サービスや介護予防事業の従事者に対する渡船費用助成の継続	介護サービスや介護予防事業の従事者に対して渡船費用を助成しています。今後もこの助成を継続することで、相島における介護サービスの安定的な提供を図っていきます。
②	リハビリ職等専門職による相談体制の推進	相島に居住する高齢者に対して、リハビリ職等、専門職による相談体制を推進することで高齢者の不安感を取り除くとともに、要介護状態を未然に防ぎ、必要に応じて関係各所につなぎます。
③	ヘルパー確保の支援	ホームヘルパー養成講座を介護可能な島民に案内し、島内ヘルパー（家族ヘルパーを含む）を確保します。また、不足しがちなヘルパーを確保するために、島内外にかかわらず、ヘルパー確保の支援を継続的に行います。
④	介護サービス等に関する情報発信及び介護予防事業の推進	島内の高齢者に介護サービス等に関する情報が伝わるよう努めるとともに、島内に居住する高齢者の健康寿命をできるだけ延ばすための介護予防事業を推進します。



資料編

1 新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会設置規程

平成27年9月1日

新宮町告示第90号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく、新宮町高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の策定等を行うため、新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の推進及び進行管理に関する事項
- (2) 計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) その他計画推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体が推薦する者をもって構成し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
3 会長は、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月10日告示第82号）

この告示は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

別表（第3条関係）

新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会委員

団体名	人数
粕屋医師会	1人
新宮町民生委員・児童委員協議会	1人
新宮町行政区長会	1人
新宮町商工会	1人
新宮町社会福祉協議会	1人
新宮町シニアクラブ連合会	1人
社会福祉法人（老人福祉施設）	1人
居宅サービス事業所	1人
福岡県粕屋保健福祉事務所	1人

2 新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

{敬称略}

役職	代表団体名	氏 名
会長	粕屋医師会	原 速
副会長	新宮町シニアクラブ連合会	常岡 英之
委員	新宮町民生委員児童委員協議会	池本 勝利
委員	新宮町行政区長会	高橋 政義
委員	新宮町商工会	渋田 勇二
委員	新宮町社会福祉協議会	高田 大史
委員	老人福祉施設	羽田 奨
委員	居宅サービス事業所	飯野 順貴
委員	福岡県粕屋保健福祉事務所	岳藤 健一

**新宮町高齢者保健福祉計画
令和4年3月**

編集・発行：新宮町
〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
電話 092-962-0231
